

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人博報会 岡崎東病院（以下「当院」という）が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあつては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地等は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 博報会 岡崎東病院
- 2 所在地 愛知県岡崎市洞町字向山16番地2
電話番号 0564-22-6616
居宅療養管理指導 月曜日～金曜日
午前9時～12時及び、午後1時30分～5時
但し、国民の休日、12月31日～1月3日までを除く。
* 上記の他、電話により緊急時の対応を行っています。
- 3 事業実施地域 岡崎市

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 2名以上（常勤兼務）
医師は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- 3 管理栄養士 1名以上（常勤兼務）
管理栄養士は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し、他職種と共同して作成して栄養ケア計画に沿って、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。

(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類)

第5条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師又は、管理栄養士による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、その1割の額とする。

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に要した交通費については別紙、重要事項説明書にて表示の額を徴収する。

3 上記の交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。

(事故発生時の対応)

第7条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第8条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第9条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

3 虐待防止のための指針を整備する。

4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

5 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

担当者 管理者 鈴木正博

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人博報会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

最終改定日：令和7年3月10日